

## 資本関係、人的関係のある資格者の同一入札への参加制限に関する基準

### 第1 趣旨

この基準は、新ひだか町が発注する建設工事及び製造の請負、物件の買入れその他の契約（以下「建設工事等」という。）に係る入札の公平性の確保又は談合の未然防止を図るため、競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項の取扱いについて、新ひだか町財務規則（平成18年規則第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 基準に該当する場合の取扱い

新ひだか町が発注する建設工事等に係る競争入札において、入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこととするため、第3に規定する基準（以下「基準」という。）のいずれかに該当する者のした入札は、「入札に関する条件に違反した入札」として新ひだか町において定める競争入札心得等の規定に基づき無効とする。

### 第3 基準

#### 1 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- (1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（2）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（2）において同じ。）の関係にある場合
- (2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### 2 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(1)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
  - ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - (ア) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
    - (イ) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
    - (ウ) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
    - (エ) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
  - イ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - ウ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をい

う。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

エ 組合の理事

オ その他業務を執行する者であつて、アからエまでに掲げる者に準ずる者

(2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合

(3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3 その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

#### 第4 公告等への記載

1 一般競争入札

一般競争入札にあつては、公告及び入札説明書において、基準に該当しないことを競争入札参加資格要件として明示する。

2 公募型指名競争入札

公募型指名競争入札にあつては、技術資料の提出を求める際に送付する資料において、基準に該当する者(以下「基準該当者」という。)は指名しない旨を明示するとともに、基準該当者のした入札は無効とする旨を入札に関する条件として明示する。

3 公募型以外の指名競争入札

公募型以外の指名競争入札にあつては、指名通知書又はその他の方法において、基準該当者のした入札は無効とする旨を入札に関する条件として明示する。

#### 第5 基準該当の確認等

1 定期又は随時における競争入札参加資格審査

(1) 競争入札参加資格審査を申請しようとする者は、「競争入札参加資格審査申請書」提出時に、「資本関係・人的関係調書(定期資格審査時用)」(別記様式第1号)を提出するものとする。

(2) 当該調書の提出以後、届出内容に変更が生じた場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書変更届」に当該調書とそれを証する書類を添えて提出するものとする。

2 一般競争入札

(1) 入札公告時において、資本関係・人的関係の有無を確認することが必要と認められる場合において、入札参加申請者に対して「資本関係・人的関係調書(入札時用)」(別記様式第2号)の提出を求めるものとする。

(2) 基準該当者に競争入札参加資格を認めず、競争入札参加資格確認通知後、基準に該当する事実が判明した場合は、基準該当者のした入札は無効として取り扱うものとする。

なお、事前審査型一般競争入札において、同一入札に基準該当者が入札参加申請書を提出している場合にあつては、その該当する者に対し次のことについて口頭等により通知するものとする。

ア 基準該当者の中から、入札に参加するもの1者を決め、入札に参加しないこととなった

他の者は、速やかに申請書を取り下げること。

イ 取り下げを行わなかった場合は、基準該当者のすべてを入札参加資格者としないこと。

### 3 公募型指名競争入札

基準該当者は指名せず、指名後、基準に該当する事実が判明した場合は、基準該当者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として、無効として取り扱うものとする。

なお、入札参加申請時に「資本関係・人的関係調書（入札時用）」（別記様式第2号）」の提出を求めた場合においては、前項第2号のア及びイの例によりその該当する者に対し口頭等により通知するものとする。

### 4 公募型以外の指名競争入札

基準該当者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として、無効として取り扱うものとする。

ただし、入札に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準該当者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならないものとする。

## 第6 留意事項

- 1 入札参加希望者の関係が基準に該当する場合に、本基準を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、競争入札心得に定める「公正な入札の確保」の規定に抵触するものではないものとする。なお、基準に該当するか否かを問わず、入札参加者間において当該入札に関して相談を行うことは、上記の場合を除いて、競争入札心得に則して厳正に対応していくものとする。
- 2 調書に虚偽の内容を記載した場合や重要な事実を記載しなかった場合等で、この調書に記載された事項が事実と相違することが明らかになった場合、新ひだか町競争入札参加指名停止事務処理規程の規定に基づき参加停止等の措置を行うことがあるものとする。

附 則（平成30年11月21日）

この基準は、平成30年11月21日から施行し、平成31年4月1日以後に行う入札公告、入札通知等に係る建設工事等について適用する。

### 資本関係・人的関係調書

年 月 日

新ひだか町長 様

申請者 所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

申請日現在、自社と他の新ひだか町競争入札参加資格審査申請者（資格者）との資本関係・人的関係は次のとおりです。

記

- 1 他の「新ひだか町競争入札参加資格審査申請者（資格者）」との資本関係又は人的関係  
※ どちらかを○印で囲む。〔あり・なし〕

- 2 資本関係がある他の申請者（資格者）

(1) 親会社等の関係にある他の申請者（資格者）

登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	備考

(2) 子会社等の関係にある他の申請者（資格者）

登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	備考

(3) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある他の申請者（資格者）

登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	備考

※ (3)に係る親会社等については申請者（資格者）に限らない

- 3 人的関係がある他の申請者（資格者）

登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	基準に該当する者		
			氏名	自社役職名	他者役職名

## 【記載要領】

- 注1 この調書は、資本関係・人的関係の有無に係わらず提出すること。
- 2 申請者は、自社と資本関係又は人的関係にある他社の新ひだか町の競争入札参加資格審査の申請又は名簿登録状況を申請者自身が確認した上で、記載すること。
  - 3 1で「なし」に○印を記入した場合は、2又は3の欄に記入する必要はないこと。
  - 4 2又は3の欄は、申請者から見た関係（「親会社等」、「子会社等」、「親会社等と同じくする子会社等」との関係にある者）を記載すること。なお、記入欄が足りないときは、適宜記入欄を追加した上で記載すること。
  - 5 記載の対象となるのは、新ひだか町の競争入札参加資格審査の申請者又は名簿登録者に限ること。
  - 6 「所在地（市町村名）」について、道内の資格者は「本店が存する市町村名」を、道外の資格者は、「本店が存する都府県名及び市町村名」を記載すること。
  - 7 当該調書を提出後、上記内容に変更が生じた場合には、速やかに「競争入札参加資格審査申請書変更届」に当該調書及びそれを証する書類を添えて提出すること。
  - 8 この調書に記載された事項が事実と相違することが明らかになった場合には、新ひだか町競争入札参加指名停止事務処理規程の規定に基づき参加停止等の措置を行うことがあること。

### 資本関係・人的関係調書

年 月 日

新ひだか町長 様

所在地  
申請者 商号又は名称  
代表者氏名

申請日現在、自社と他の新ひだか町競争入札参加資格者との資本関係・人的関係は次のとおりです。

#### 記

- 1 発注工事に係る設計業務等の受託者との特定関係 [ ]
- 2 他の「新ひだか町競争入札参加資格者」との資本関係又は人的関係  
※ どちらかを○印で囲む。 [ あり・なし ]
- 3 資本関係がある他の資格者

(1) 親会社等の関係にある他の資格者

登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	備考

(2) 子会社等の関係にある他の資格者

登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	備考

(3) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある他の資格者

登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	備考

※ (3)に係る親会社等については資格者に限らない

4 人的関係がある他の資格者

登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	基準に該当する者		
			氏名	自社役職名	他者役職名

## 【記載要領】

- 注1 1については、「発注工事に係る設計業務等の受託者と資本的・人的関係がない」ことが参加の要件となるため、資本的・人的関係がないことを確認の上、〔 〕に「なし」と記載し申告すること。なお、この調書は、資本関係・人的関係の有無に係わらず提出すること。
- 2 申請者は、自社と資本関係又は人的関係にある他社の本工事の入札参加申請状況を申請者自身が確認した上で、記載すること。
- 3 2で「なし」に○印を記入した場合は、3又は4の欄に記入する必要はないこと。
- 4 資本等で関係がある他の資格者を記載するときは、本工事の入札説明書等で表示されている新ひだか町の競争入札参加資格（格付のある資格の場合は、格付及びみなし格付を含む。）を有する者を記入すること。そのため、本工事の入札説明書等で表示されている資格以外の資格を有する者については、記載する必要はないこと。
- 5 資本等で関係がある他の資格者が、他の共同企業体を結成している場合についても同様に記載すること。
- 6 「所在地（市町村名）」について、道内の資格者は「本店が存する市町村名」を、道外の資格者は、「本店が存する都府県名及び市町村名」を記載すること。
- 7 当該調書提出後、入札執行までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合には、その都度提出すること。
- 8 この調書に記載された事項が事実と相違することが明らかになった場合には、新ひだか町競争入札参加指名停止事務処理規程の規定に基づき参加停止等の措置を行うことがあること。